

丹波市地域福祉計画推進協議会（第2回）

日時：令和2年2月14日（金）

14:00～2時間程度

場所：本庁第2庁舎2階ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 諮 問

- ・諮問書 P8 参照

4. 報 告 事 項

- (1) 第1回会議の議事録（摘録）の概要報告及び内容確認について【P9～19】

※2/25までに、発言主旨など修正を要する場合は、事務局までご連絡下さい。

- (2) 丹波市の現状について（中間報告）【別冊、事前送付資料】

- ・人口及び世帯の状況
- ・支援を必要とする人の状況
- ・地域活動等の状況

- (3) 地域福祉に関するアンケート調査結果の報告（中間報告）

【別冊、事前送付資料】

- ・設問ごとの単純集計結果
- ・基本属性別（性別、年齢、居住地域、世帯構成）クロス集計結果

5. 協 議 事 項

- (1) 地域福祉計画の体系（素案）について【別冊、A3 縦版色刷り資料】

- ・「まちづくりの目標」及び「目指す暮らしの姿」の確認
- ・3つの「基本理念（案）」について【協議及び承認】

＜質疑応答＞

- (2) 各専門部会で協議する事項について（体系表の素案参考）

- ① 市の現状を踏まえた課題、問題点の整理
- ② 課題や問題点を解消するための「基本目標」の設定
- ③ 基本目標に基づく「基本的な施策の方向性」の検討
- ④ 特に「重点（優先して対応）すべき施策」の検討
- ⑤ 施策の方向性に基づいた「具体的な施策」の検討

〈質疑応答〉

(3) 各専門部会に委員以外の者を出席させることについて【P3～6】

- ・丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例第7条第5項関係

〈質疑応答〉

6. そ の 他

- ・今後のスケジュールについて【P20～21】

7. 閉 会

〔資料の構成〕

- | | |
|--|--------|
| (1) 会議次第 | P1～2 |
| (2) 丹波市地域福祉計画推進協議会条例 | P3～4 |
| (3) 丹波市地域福祉計画推進協議会委員及び事務局員名簿 | P5～6 |
| (4) 専門部会委員名簿 | P7 |
| (5) 諮問書（写し） | P8 |
| (6) 第1回会議の議事録（摘録） | P9～19 |
| (7) 今後のスケジュール | P20～21 |
| (8) 【事前配布資料】丹波市の現状（中間報告） | 別冊 |
| (9) 【事前配布資料】地域福祉に関するアンケート調査結果報告書 | 別冊 |
| (10) 【事前配布資料】地域福祉に関するアンケート調査
〔基本属性別クロス集計結果（中間報告）〕 | 別冊 |
| (11) 丹波市地域福祉計画の体系（素案） | 別冊 |

【参考資料】

- ・No.1 第2次丹波市総合計画（後期基本計画）※一部抜粋
- ・No.2 丹波市の新しい都市構造のあり方（まちづくりビジョン）※素案
- ・丹波市高齢者保健福祉計画・第7期丹波市介護保険事業計画（概要版）
- ・丹波市障がい者福祉プラン（概要書）
- ・健康たんば21（概要版+本編）
- ・丹波市自殺対策行動計画（概要版+本編）
- ・丹波市自治基本条例（概要版）

※以下の参考資料は、現在、策定中のため、別途、送付します。

- ・丹波市子ども子育て支援事業計画（概要版）※策定中

○丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例

平成30年12月25日

条例第62号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条第1項に規定する地域福祉計画の策定及び円滑な実施の推進を図るため、丹波市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行い、答申するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 福祉団体等の代表者
- (4) 地域住民の関係者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。

- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌握し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。
- 5 部会長は、部会において必要があるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項第5号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

丹波市地域福祉計画推進協議会委員名簿

(任期：平成31年4月26日～令和4年4月25日／3年間) ※うち計画策定は2年間

〔委員名簿〕

No.	区 分	協議会 役 職	氏 名	所属団体等名	役職名等	出欠	摘 要 (専門、役割、所属区分等)
1	識見を有する者 (条例第3条第2項第1号)	会 長	谷口 泰司	関西福祉大学 (社会福祉学部)	教授		障害者・高齢者福祉、就 労支援
2		部会長	松尾 信幸	兵庫県司法書士会	司法書士		権利擁護、成年後見制度
3	関係行政機関 (条例第3条第2項第2号)		逢坂 悟郎	丹波健康福祉事務所	所長		地域福祉の取組推進支援 (広域的見地)
4			藤井 直哉	ハローワーク柏原 (柏原公共職業安定所)	所長		生活困窮者等就労支援
5	福祉団体等の 代表者 (条例第3条第2項第3号)		開田 昇	丹波市民生委員児童委員連合 会	会長		民生委員児童委員
6			長井 寛己	丹波市社会福祉協議会	会長		地域福祉推進団体
7		部会長	澤村 安由里	丹波市社会福祉法人連絡協議 会	会長		社会福祉法人
8			中川 優一	みつみ生活サポートセンター	社会福祉士、相 談支援専門員		障がい者相談支援事業所
9			森島 美幸	丹波市身体障害者福祉協議会	理事		障害者団体
10			足立 美樹	丹波どんぐり食堂 (移動式子ども食堂)	管理栄養士		ボランティア団体
11			白井 真奈実	丹波市保育協会(認定こども 園ミライズにじ)	園長		子育て支援団体
12			中辻 剛	丹波市老人クラブ連合会	会長		高齢者団体
13	地域住民の関係者 (条例第3条第2項第4号)		大野 亮祐	丹波市自治会長会	会長		自治会長会
14		副会長	田中 義人	新井自治協議会	コミュニティ活 動推進員		自治協議会
15	公募による市民 (条例第3条第2項第5号)		八尾 宙江				障害者就労移行支援 (一社) am * am
16		部会長	余田 弘子				吉見地区生活支援サービス 推進会議アドバイザー
17	その他市長が 必要と認める者 (条例第3条第2項第6号)		大西 誠	丹波市人権・同和教育協議会	会長		人権団体
18			西田 隆之	丹波市学校長会 (中央小学校)	校長		教育関係団体

〔事務局員名簿／丹波市〕

No.	所属部課名	協議会 役 職	氏 名	役職等	摘 要
1	福祉部		井上 鉄也	理事（地域包括ケアシステム 担当）	
2	福祉部		金子 ちあき	部長兼福祉事務所長	
3	福祉部社会福祉課		中村 直樹	課長	全体統括・ 地域包括ケアシステム部会 事務局
4	〃 介護保険課		谷口 正一	課長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 （専門部会）
5	〃 障がい福祉課		木村 成志	課長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 （専門部会）
6	〃 地域包括支援課		谷 永 仁	課長	地域包括ケアシステム部会 事務局 （専門部会）
7	〃 社会福祉課		森本 英行	副課長兼福祉総務係長	全体統括（副） 地域包括ケアシステム部会 事務局
8	〃 介護保険課		大西 万実	介護保険係長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 （専門部会）
9	〃 障がい福祉課		北山 美幸	障がい福祉係長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 （専門部会）
10	〃 地域包括支援課		荒木 信博	地域包括支援係長	地域包括ケアシステム部会 事務局 （専門部会）

〔事務局員名簿／丹波市社会福祉協議会〕

No.	所属部課名等	協議会 役 職	氏 名	役職等	摘 要
1	法人事務局		山田 吉晴	事務局長	
2	〃		芦田 正吾	事務局次長	
3	〃		松浪 豊	事務局次長	
4	総務課		荻野 和昌	課長	地域福祉推進部会 事務局 （専門部会）
5	地域福祉課		田邊 和彦	課長	地域福祉推進部会 事務局 （専門部会）
6	介護保険課		藤本 裕二	課長	地域福祉推進部会 事務局 （専門部会）
7	地域福祉課		山本 奈津希	係長	地域福祉推進部会 事務局 （専門部会）
8	介護保険課		小谷 菜絵	係長	地域福祉推進部会 事務局 （専門部会）

専門部会の構成及び部会委員名簿

丹波市地域福祉計画推進協議会条例第7条に規定する部会の構成及び所属する委員名簿

〔部会名：地域包括ケアシステム部会／6名〕

委員No.	氏 名	所属団体等名	部会長	摘 要
3	逢坂 悟郎	丹波健康福祉事務所		
4	藤井 直哉	ハローワーク柏原		
5	開田 昇	丹波市民生委員児童委員連合会		
13	大野 亮祐	丹波市自治会長会		
16	余田 弘子		○	公募委員
18	西田 隆之	丹波市学校長会		

〔部会名：虐待対策・権利擁護支援部会／5名〕

委員No.	氏 名	所属団体等名	部会長	摘 要
2	松尾 信幸	兵庫県司法書士会	○	
8	中川 優一	みつみ生活サポートセンター		
17	大西 誠	丹波市同和教育推進協議会		
11	臼井眞奈実	丹波市保育協会		
15	八尾 由江			公募委員

〔部会名：地域福祉推進部会／5名〕

委員No.	氏 名	所属団体等名	部会長	摘 要
6	長井 克己	丹波市社会福祉協議会		
7	澤村安由里	丹波市社会福祉法人連絡協議会	○	
9	森島 美幸	丹波市身体障害者福祉協議会		
10	足立 美樹	丹波どんぐり食堂		
12	中辻 剛	丹波市老人クラブ連合会		

注1) 各部会に委員以外の者を出席させることができる。

注2) 会長及び副会長は、上記3部会のオブザーバーとして出席することができる。

第3期丹波市地域福祉計画の策定について（諮問）

社会福祉法第107条（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する行政計画の「地域福祉計画」は、丹波市総合計画の部門別計画として位置づけられ、地域福祉を推進するための「理念」や「仕組み」等を明らかにするとともに、高齢者、障がい者、児童等の福祉に関して共通して取り組むべき事項等を盛り込む計画となります。

現行の計画は、法第109条の規定に基づき地域福祉を推進する団体として設置する社会福祉協議会が、実践的な活動計画として策定する「地域福祉推進計画」と一体的なものとしています。

それぞれの計画は合併以降、個別に策定されてきましたが、その役割は異なるものの地域福祉の推進を図るという目的は同じであるため、第2期計画（H27.11策定）から一体的に策定し、計画の名称も「丹波市地域福祉活動促進計画」としているところです。

今回、この計画が令和2年3月末をもって5年間の計画期間が満了するため、引き続き策定を進めることといたします。

なお、平成29年6月の法改正（平成30年4月1日施行）により、これまで計画の策定が「任意」であったものが「努力義務化」されたことに加え、福祉の分野別計画の上位計画として位置づけられたこと、また、少子高齢化や人口減少等という大きな社会現象を背景に、住民が暮らしていくうえで様々な分野にまたがる課題が多様で複雑化、また複合化している現状を受け、住民等が地域の生活課題を把握し、支援する関係機関とともに連携しながら解決を図っていくことについても規定されたところです。

つきましては、丹波市に暮らす多くの住民等がつながりの中で互いに支えあい、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを生涯続けられる地域共生社会を実現するため、必要な施策の方向性等を盛り込んだ第3期丹波市地域福祉計画を定めたいので、丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例（平成30年丹波市条例第62号）第2条の規定により諮問します。

令和2年2月14日

丹波市長 谷口 進一

丹波市地域福祉計画推進協議会（第1回）
議事録（摘録）

開催日時	平成31年4月26日（金）午後2時30分開会～午後4時45分閉会
開催場所	春日住民センター1階大会議室
出席委員	谷口委員、松尾委員、藤井委員、開田委員、長井委員、澤村委員、 中川委員、森島委員、足立委員、臼井委員、大野委員、田中委員、 八尾委員、余田委員、大西委員、西田委員 ※委員総数18名のうち16名出席
出席事務局 等職員	谷口市長（※途中退席） 福祉部（井上理事、金子部長） 社会福祉課（森本副課長兼係長）※中村課長（欠席） 介護保険課（谷口課長、大西係長） 障がい福祉課（木村課長、北山係長） 地域包括支援課（谷水課長、荒木係長） <u>以上10名</u> 社会福祉協議会（山田局長、芦田次長、松浪次長、荻野課長、田邊課長、 藤本課長、山本係長、小谷係長） <u>以上8名</u>
欠席委員	逢坂委員、中辻委員（2名）
議 題	1. 開会 2. 委嘱書の交付 3. あいさつ（市長、社協会長） 4. 委員等自己紹介 5. 会長及び副会長の選出 6. 協議事項 （1）協議会の運営要領及び傍聴要領の承認について （2）地域福祉計画の策定について （3）専門部会の設置について （4）計画策定にかかるスケジュール等について 7. 質疑応答 8. その他 9. 閉会

資 料	(1) 会議次第 (2) 丹波市地域福祉計画推進協議会条例 (3) 丹波市地域福祉計画推進協議会委員及び事務局員名簿 (4) 協議会の運営要領 (5) 協議会の傍聴要領 (6) 丹波市地域福祉計画の策定について（概要書） (7) 丹波市成年後見制度利用促進計画の策定について（概要書） (8) 丹波市地域福祉推進計画（概要書／社協） (9) 専門部会の構成について (10) 計画策定にかかるスケジュール（案） (11) 【参考】丹波市地域福祉活動促進計画 (12) 【参考】第4期 兵庫県地域福祉計画
--------	--

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	1. 開会 ○開会あいさつ それでは、委嘱書の交付に入る前に福祉部長の金子から本協議会の設置の趣旨等について少し説明したい。
福祉部長	○丹波市地域福祉計画推進協議会設置の趣旨等について説明
事務局	次に本日の欠席委員についてお知らせする。委員名簿番号3番の丹波市健康福祉事務所所長の逢坂委員については、事前に欠席の連絡をいただいている。丹波市老人クラブ連合会会長の中辻委員については、連絡はないが追ってこられると考えている。 それでは、次第2に移りたい。
事務局	2. 委嘱書の交付 委員の皆さまには丹波市長より委嘱書を交付させていただく。なお、時間の都合上、公募委員の八尾 由江様、余田 弘子様のお二人に代表で交付したい。他の委員は机の上にて既に交付しているので、予めご了解いただきたい。また、委嘱書の任期は平成表記としている。法律的な取り扱いとして新元号の施行期日が5月1日であることから、4月中に発出する文書等については年号を平成としているので、予めご了解いただきたい。
事務局	○市長より委員の代表者に委嘱書を交付 委嘱書を交付した委員の皆さまには、本日から3年間委員としてお世話になる。

	3. あいさつ
丹波市長	○あいさつ
丹波市社会福祉協議会会長	○あいさつ
	4. 委員等自己紹介
事務局	委員を含めた職員の自己紹介に移りたい。本日まで出席いただいている委員の皆さまに簡単に自己紹介いただきたい。
各委員	○自己紹介
事務局職員	○自己紹介
	5. 会長及び副会長の選出
事務局	協議会設置条例第5条の規定に基づき、当協議会の会議を統括いただく会長及び副会長それぞれ1名を、委員の互選によって選出いただきたい。会長及び副会長にこの場で立候補いただく方はいらっしゃるか。 立候補がない状況なので、事務局からご指名したいが、いかがか。
委員一同	(異議なし)
事務局	それでは、事務局から会長及び副会長をご指名したい。会長には関西福祉大学教授の谷口委員に、また、副会長には現行の地域福祉計画評価検証委員会の委員長もしていただいている新井自治協議会の田中委員にお願いしたいと考えている。委員の皆さまいかがか。
委員一同	(拍手をもって賛同)
事務局	会長には谷口委員、副会長には田中委員を選出させていただく。それぞれ会長席ならびに副会長席にご移動願いたい。 会長及び副会長からそれぞれごあいさつを賜りたい。
会長	○就任あいさつ
副会長	○就任あいさつ
事務局	ここで市長は公務のため退席させていただく。 (市長退席)

事務局	それでは、ここから以降については谷口会長に進行をお願いしたい。 6. 協議事項 7. 質疑応答 (1) 協議会の運営要領及び傍聴要領の承認について
会長	早速だが、お手元の次第の「6 協議事項」に入りたい。(1)について、まず事務局から提案願いたい。
事務局	○資料7～9ページに基づき説明
会長	これについては、特にご異議はないか。
委員一同	(異議なし)
会長	それでは、異議なしということで事務局の提案どおり承認したい。せっかく傍聴できるとのことなので、今は少ないかもしれないが2年後には傍聴したいという空気が出てくればと思う。市から市民に周知をしていただければと思う。 (2) 地域福祉計画の策定について
会長	協議事項(2)について、事務局から説明願いたい。
事務局	○会議録作成のため録音及び資料のホームページ掲載の報告 ○資料10ページに基づき、地域福祉計画の方向性等について説明
事務局	○資料14～17ページに基づき、成年後見制度利用の促進計画について説明
事務局	○資料18～19ページに基づき、丹波市社会福祉協議会 地域福祉推進計画について説明
会長	次第の「※第4期 兵庫県地域福祉支援計画の概要について」ということで、私のほうからコメントしたい。 大きなことを3つ申し上げると、まず表題の「兵庫県地域福祉支援計画」の「支援」が何を意味するのかということが1点。それと、計画の概要の初めにカタカナで「ユニバーサル」とある、それが1点。最後に、右側の「地域福祉を取り巻く情勢」という括りの中の「2 主な地域福祉政策の動向」の2つ目の丸に「社会的孤立」とある。県の計画でこの3つについて、コメントしたい。 まず1点目の「地域福祉支援計画」の「支援」については、一言で言えば

	市町村の支援である。丹波市で計画を作っていくにあたっては、どちらかと言えば今までの国・県・市という順番を変えていただく必要があると思う。県の方向性に従って、市はそれを踏まえながらやっていくのが従来のイメージだったと思う。今は介護保険も障がい者も地域福祉計画も、国・市・県という順番である。国が大きな方向性を示し、市町村がその地域性を生かして計画を作る、それに対して県は市町村支援をする。県がどうするのかという以前に、丹波市がどうしていくのか。ある意味、自由度があるということでお考えいただければと思っている。県は市が動きやすいように支援していく。 それと2点目の「ユニバーサル」はあまり聞き慣れない言葉だと思うが、バリアフリーというのはバリアがあることを前提としているが、そうではなく、最初からバリアがないようにしていく。県のユニバーサルの推進条例に参加させていただいたが、障がい者、高齢者、子どもも当然大事だが、それだけではないということで、本市の計画にも触れられていると思うが、ひきこもりの問題、あるいは高齢障がいの問題、さらに言えばひとり親の貧困問題、今後わが国の労働の情勢で言うと外国人も含めて多様な住みやすさ等を考えていこうと、非常にすそ野が広がっている。 最後の「社会的孤立」は、これまでの福祉は結果に対する支援だったが、そうではなくプロセスである。追い立てられていく過程をどう支援していくのかというところが大事である。孤立されている方に対しては、非常に厳しい言い方をすると、どれだけ公のサービスを充実させても、何ら意味がない。そこにアクセスできなければ、いくら基盤を充実させてもその人達にとっては何の意味もない。孤立をどうして防いでいくのかということが非常に大事だと思う。 それでは、先ほどの説明についてご意見をお願いしたい。どこからでも結構である。
委員	最終的には、地域福祉計画と地域福祉推進計画と権利擁護とかを網羅した一つの計画書を作成するということが良いのか。
事務局	先ほども少し触れたが、地域福祉計画はあくまでも目指すべき方向性や理念というあたりを打ち出していくことになると思う。反対に社協の推進計画は、その市が目指すべき方向性に向けて向かうべき構造の部分を示す形になると思う。そういう意味では、別立ての3つの計画を章立てでわけるというイメージで思っている。ただ社協の行動計画と市の地域福祉計画を一体的にするということは、両輪となって文言も対応していかなければならないと考えている。一体のものではあるが、中味としては章立てで3つの計画書が1冊の中にそれぞれ分かれているというイメージを持っていただければ結構かと思う。
会長	よろしいか。 他いかがか。

委員	同じ内容の質問で 13 ページである。市の福祉計画と成年後見、それから推進計画という部分で、成年後見は権利擁護というところからはわかるが、地域福祉計画の下でと言うよりも、権利侵害されている方々の部分を具体的に課題として出してきた上で今の成年後見制度を推進していくためには、どんな基盤整備とシステムと同時に市民にそのことがわかりやすいようにという部分を出していくことを、計画としてどうしていくのか。その部分は福祉計画の分野のところを整理しないとにくい、今まで聞いた中では国がそれを計画としてしなさいという法律を定めたから、ここにあげたという印象を受けた。そのあたりはどうお考えか。
事務局	おっしゃるとおり、国が法律を定めて市においても障がい者・高齢者・児童それぞれの権利を擁護していくということを現行もしているが、将来的に権利擁護センター・成年後見センターを設置することや、成年後見制度の利用促進の普及啓発に努めていくための体制として、早期に発見して必要なサービスに繋げていくために位置付けていきたいと思っている。
会長	いかがか。
委員	多分そのことは、高齢者のひとり暮らし、ひとり親世帯というところで、(9)にある認知症、知的障害、精神障害等により判断能力に不安のある方々の生活上の問題が大きくなってきている。知的障害、精神障害を持たれている方々の親御さんが、今度は認知症等でこれから施設に入るところで、障がいを持つ子どもの親御さん達自身が自分達の将来と子どもの将来について、具体的に生活、人生設計に大きく不安が広がっている。そういった親の会にも私自身関わっているが、それが権利擁護というところまでなかなかいかない部分がある。これまで行政に頼るという部分を自分達が計画を立てて自分達の実施していくためには、既存の資源をどう活用していけば良いのかわからないと皆さんおっしゃる。そこを論議していくことになるという判断でよろしいか。
会長	恐らくここは、この後の部会の部分にも絡んでくると思う。恐らく、虐待対策や権利擁護支援部会のところで、この成年後見制度の利用促進基本計画のあり方、あるいは今恐らく一本化で作ろうと思っているものをそのまま一本化で作って良いのか、そうでないのかという点も含めて、専門部会がしっかり揉んでいく中で見えてくるところもあるだろうと思う。市の資料を拝見していると、15 ページの「ネットワークづくり」のところが地域福祉計画でも必要だし、促進計画でも必要である。では、そこを一緒に考えていくというところから出てきている発想のような気もする。ここをまた部会の中で検討していくことが必要だと思う。まだ現時点でこうだということまでは、恐らく言いにくいこともあるだろうと思う。今委員がおっしゃった、親御さん達が既に限界を迎えている場合の支援をどうするのかということも出てく

	ると思う。よろしいか。まだ見えていない部分があると思う。 他いかがか。結構大きな計画を3つ一体的にということになるので、これはどうなっているのかということがあれば出していただきたい。
委員	ひとり親や両親とも外国人の子ども達も認定こども園に多く入ってきている。そういう支援も大切になってくるのではないかと思います、聞かせていただいていた。
委員	私達の子ども食堂は10月から始めたばかりで、そういう支援が必要な子達や親達に来てほしいと思いながらも、なかなか届かないというもどかしさを感じながらやっているところである。
会長	是非、積極的なご発言をいただければと思う。 他いかがか。 私はこんな仕事をしていると、どうしても地元の小学校でPTAの会長をすることになる。今は退いたがその時に思ったことは、ひとり親のお母さんは働いているが故にPTAに参加できない。その時点から同年代の親御さんとの孤立が始まってしまう。だから、単に働き場があればそれで済むという問題だけでもない。結構根が深い部分がある。あるいは、特別支援学校の保護者会と市内の連合PTAは、必ずしも同じ会ではない。子どもさんが障がいを持つとPTAとしても連携していないのではないかと、結構色々あると思った。そのあたりも是非ご案内いただければと思う。 他いかがか。人権同和はとても大切だが、大西委員何か思いとかはあるか。
委員	15 ページの「基本的な考え方及び目標等」の(1)「①ノーマライゼーション」について、非常にさわやかに「個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する」とあるが、そういうことでは実際のノーマライゼーションの意味にはならないと感じる。孤立の問題にも関わるが、今は自己責任という言葉が非常に強く主張される世の中になってきている。これらの施策と自己責任の考え方は、非常に矛盾する。そのあたりをどう啓発していくのか。
会長	すごく重要な指摘だと思う。自己責任論があまり前に出してしまうと、場合によっては公の責任転嫁になるので、行政がここはきちんと責任を果たす、そのセーフティーネットの中でチャレンジしてみようという部分が出てくる等、そういうようなことが実現できる計画なり方向性が打ち出せればと思う。 他いかがか。よろしいか。 それでは、時間の関係もあるので次に進めたい。今日言い忘れたことは、委員から事務局にご提案いただければと思う。 (3) 専門部会の設置について

会長	協議事項（３）について、事務局より説明願いたい。
事務局	○資料 20 ページに基づき説明
会長	ご意見等はあるか。
委員	この３つの部会と地域福祉計画で考えている３つの計画との関係性と言うか、この３つの部会で何らかのテーマを与えられてそれを検討するのか、あるいは、この３つの部会で具体的な計画案を出すのか。
事務局	計画が３つ、そして同じような項目で３つの部会があるが、それが全く一致しているものではない。特に地域包括ケアシステムを市が重要施策として進めたいという思いから、地域福祉計画の中でのテーマとしてあげたものという理解で願いたい。権利擁護・成年後見制度の計画と、２つ目の部会の虐待対策・権利擁護は、確かに関連性はあるが、成年後見制度利用促進計画に関してはこの会でも共通すべき事項として盛り込んでいただきたいという思いもある。それと合わせてテーマとして虐待、権利擁護のそれぞれの制度の下に分割されていったものを、一体的な考え方も含めてのテーマとして部会では願いたいと考えている。３つ目の社協の計画の中に社会福祉法人のあり方、そして地域公益の取り組みについて設けるものではない。社協の計画を推進しつつ、その中で一つのテーマとして加えて社会福祉法人のあり方と言うか地域の公益的な取り組みもご議論いただきたい。計画とこの３つの専門部会が全く一致していて、それぞれ細部まで計画を立ち上げるよというイメージではないということだけご認識いただきたい。
会長	松尾委員いかがか。
委員	もう一つわかりにくかった。この専門部会は、計画案を出すところまで期待されているのか、あるいは、事務局のほうで提案される計画案についての意見を言うようなことを期待されているのか。そのあたりを教えていただきたい。
事務局	基本的には皆さんからのご意見を頂戴し、後ほど説明するが今後のスケジュールとして各専門部会を随時開催したいと考えている。その中で委員の皆さんからご意見をいただきながら、まず事務局案を提示したいと考えている。その中でさらにいただいたご意見を踏まえて、この計画をさらに良いものにしていきたい。実際に運用ができるものにしていきたいと考えている。
委員	事務局からの計画案について、意見を言うということか。
事務局	それをお願いしたい。

委員	先ほどから考えてどうしても理解できないので、どう理解して良いのかと思うのが10ページの文章である。地域福祉計画は既に策定されていて、我々のこの会は「地域福祉計画推進協議会」となっている。では、これまで策定されていた地域福祉計画が「両計画は～、第2期計画から一体的に策定を行い、計画名称を「丹波市地域福祉活動促進計画」といたしました。」とあるが、それまでの地域福祉計画に変更があったのか。すると我々は、この促進計画を推進する協議会なのか。新たに推進計画を策定するという方向性を持つのか、促進計画を推進するための施策を考えるのか。そのあたりの考え方の方向性を示していただきたい。
事務局	この10ページは、基本的には現行の計画の名称が「丹波市地域福祉活動促進計画」と、社協と一体となって作っているという考え方がまず前提としてある。今回第3期の計画を立てるにあたり、法律の改正により福祉分野の計画の上位に位置付けされたということがある。今までの計画のスタイルとは少し違う形になってくる。今までの形を踏まえてではあるが、新たに丹波市の地域福祉計画を策定したいと考えている。促進計画は今まであった計画なので評価検証はしていく必要はあるが、法律改正に伴い新たなものを作っていくという考え方である。
委員	一番大変な地域包括という意味合いの部分のシステムをつくる、これまでの各分野にあった計画を総合的に見て、もう一度その目的・理念に合わせて作り直すという形で考えて良いのか。11ページにある「地域福祉計画」「介護保険事業計画」「障がい者基本計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」「子育て支援計画」「健康たんば21」「DV基本計画」が総合計画に基づいてそれぞれされている中味を、今度は地域福祉という視点からこれらを統合していくと考えて良いのか。将来の課題を含めてという。
事務局	この計画を将来的に統合するという考え方ではない。あくまでもそれぞれの計画が法律に基づく義務として定めた計画なので、それはそれぞれである。その上位の計画という位置付けになるので、今後は今回地域福祉計画で立てたものに基づき各分野別計画の理念・方向性等をもって見直しを行っていくという考え方になる。
委員	そうすると、専門部会を発足する前に丹波地域の地域福祉を取り巻く情勢や、丹波地域の推進する上での課題を、この全体のところで先に協議していただきたい。その上で、各専門部会はその中の何を優先的に捉えて考えていくのかを照らし合わせながら考えていけるような、専門部会に入る前の討論基盤を作っていただきたい。
事務局	スケジュールのところでお話ししようと考えていた。どういう市民の意向があるのか、そして今までの計画なり市が進めてきた施策・事業がどうい

	状態にあるのか、市民の思い・実態はどうかというあたりは、確かに気になるところである。専門部会に入る前と言うか、そのようなものもお示ししながら入りたいと考えている。後ほどその部分についても触れたい。
会長	今後のスケジュールのところで検討していきたいと思う。 他いかがか。
	(4) 計画策定にかかるスケジュール等について
会長	先ほど余田委員からもご意見があったが、それも含めてスケジュールについて事務局から説明願いたい。
事務局	○資料1～2ページに基づき説明
会長	ただいまのスケジュール案と先ほどからある部会構成と名称等について、一括してご意見をお願いしたい。 先ほど余田委員がおっしゃった大きな方向性の部分については、本来であればこの推進協議会等で揉んでいくことが必要だが、スケジュールからいくとまずは現状を認識していただき、11月くらいに大きな方向性を決めていくということだと思う。いかがか。
事務局	補足したい。この委員で全ての専門部会を構成するのではない。資料20ページをご覧ください。下の注意書きに「注1 各部会に委員以外の者を出席させることができる。」そして「注2 会長及び副会長は、上記3部会のオブザーバーとして出席することができる。」としている。注1については、この地域包括ケアシステム部会だと6名の部会員と事務局の一員だけで考えるのかという話になるが、こういう外部委員からのお話しが聞けたら良いということにもなるかと思う。そういう意味からこのメンバーだけで詰めていくということではなく、部会長に相談しながら新たな委員を加えて専門部会の設置を考えたい。
会長	部会長の裁量が非常に大きい。県はオブザーバーを本当に効果的に活用している。 いかがか。大きなスケジュールはこれでよろしいか。 他にどうか。今日言い残したことがあれば、改めて事務局にメール等でお知らせいただければと思う。 本日予定していた協議事項は全て終了した。
	8. その他
会長	その他について事務局から何かあるか。

事務局	特に事務局からの提案はない。
会長	次回協議会について、先ほどの説明においてこの推進協議会は今のところ本年の 11 月下旬ということになっている。また事務局からご通知いただくということでよろしいか。 それでは、私の司会進行は以上として事務局にお返ししたい。
副会長	○閉会あいさつ 9. 閉会

[illegible]

[illegible]

